

食品安全委員会（第1009回会合）議事概要

日 時:令和7年1月13日(火) 14:00~14:30
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:祖父江委員長ほか6名出席
傍聴者:一般10名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・ 遺伝子組換え食品等 2品目
RFE8922株を利用して生産されたリボフラビン
JPBL014株を利用して生産されたキシラナーゼ

→消費者庁から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 動物用医薬品及び農薬「ピペロニルブトキシド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会及び農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、

「ピペロニルブトキシドの許容一日摂取量(ADI)を0.16 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量(ARFD)は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(消費者庁及び農林水産省)に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「pLps株を利用して生産されたリパーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「pLps株を利用して生産されたリパーゼ」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」の第1章の第2「目的及び対象となる添加物」に規定する「遺伝子組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当する微生物を利用して製造されたものであることから、食品健康影響評価は必要ないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(消費者庁)に通知するこ

ととなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「Escherichia coli K-12 W3110 (pWKLP2) 株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「Escherichia coli K-12 W3110 (pWKLP2) 株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ」については「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、導入遺伝子の供与体、導入される塩基配列が明らかであること等の導入遺伝子の安全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。

以上のことから、「Escherichia coli K-12 W3110 (pWKLP2) 株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

(3) その他

- ・ 農薬評価書（案）エチプロール（第5版）

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、「審議結果（案）」の誤りが食品健康影響評価に影響を及ぼす可能性があるため、令和8年1月22日（木）までの期間で実施中の意見・情報の募集は一旦中断し、再度、農薬第五専門調査会にて審議することとなった。